

**報告事項 吉岡町防災会議条例の一部改正及び吉岡町水防協議会の廃止について（概要）****1 水防協議会について**

水防協議会は、水防法第34条の規定に基づき、水防計画を作成するほか、その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、町が設置（任意）するものです。

**2 廃止理由について**

水防協議会を廃止し、防災会議に統合することで、2つの会議体の重複事務を整理し、水害対策の効率化・地域防災との一元化を図ります。なお、県内市町村では、水防協議会の設置が義務である館林地区消防組合を除き、他市町村の水防協議会はすでに廃止されています。

**3 廃止手続きについて**

令和7年吉岡町議会第2回定例会（6月議会）にて、吉岡町水防協議会条例及び関係規則等の廃止及び水防事務を防災会議で担うことを明記する吉岡町防災会議条例の一部改正についてが可決されています。

**4 今後について**

地域防災計画及び水防計画の見直し並びに防災・水防に関する重要な事項について、防災会議内で調査審議を行います。